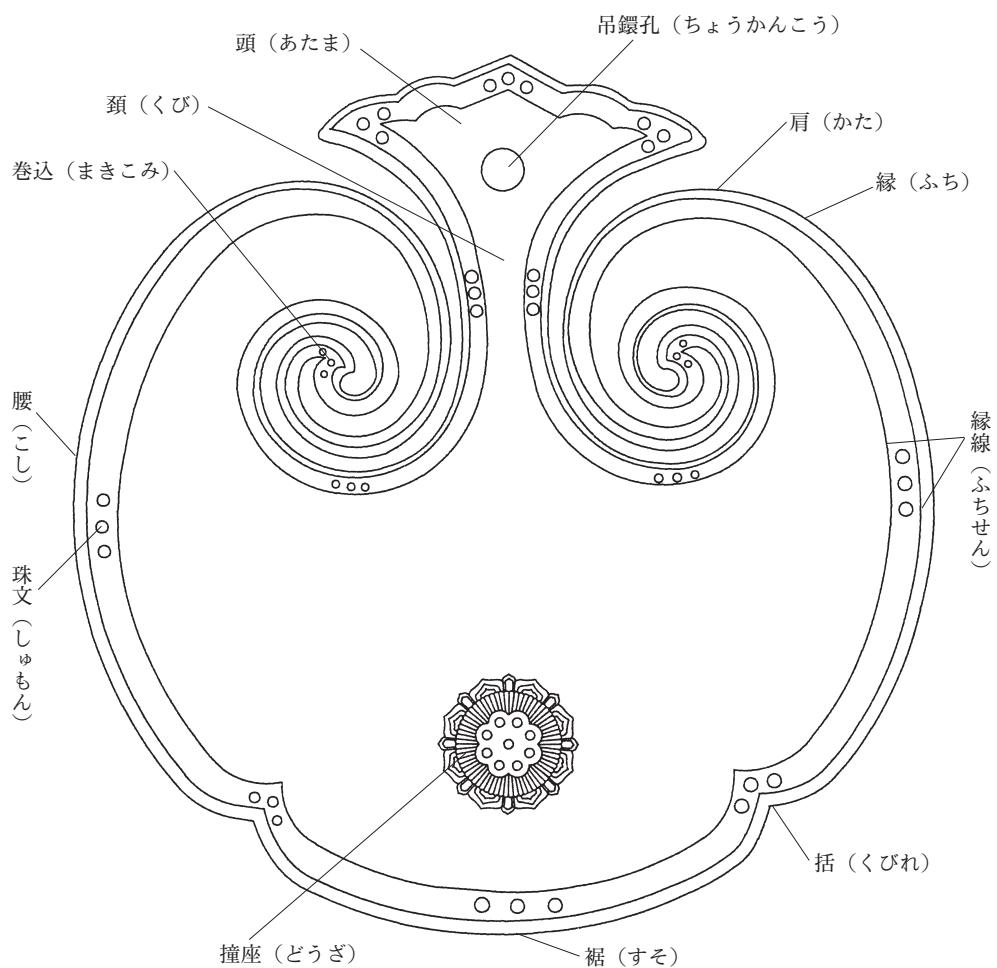
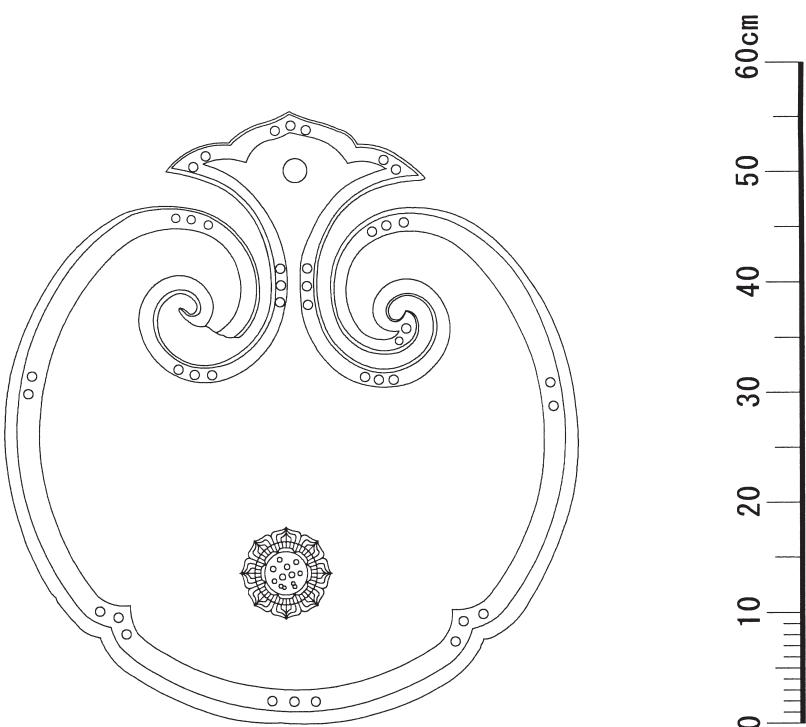




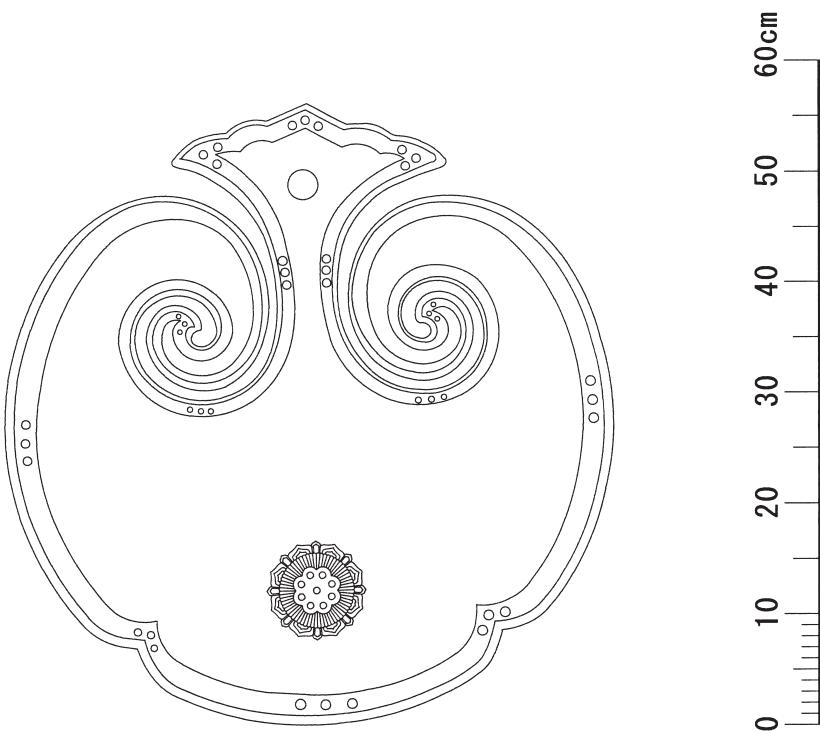
図版一 愛知・本證寺雲版 元和9年（1623）



図版二 雲版各部名称



図版三 三重・西導寺雲版 慶長 16 年 (1611)



図版四 愛知・本證寺雲版 元和 9 年 (1623)



図版五 京都・方広寺鐘 慶長 19 年 (1614)

伊勢国辻越後守家種作の雲版

小山正文

一 緒言

年八月日 和泉」の銘がある文治三年（一一八七）の同じく鉄製品で、福岡・太宰府天満宮の所蔵にかかる⁽⁴⁾。

日本の佛教寺院において、梵鐘⁽⁵⁾、鰐口⁽⁶⁾、鑿⁽⁷⁾、磬⁽⁸⁾などと共によく目にする金属製梵音具のひとつに雲版⁽⁹⁾がある。⁽¹⁾ 雲版は円形に近い板状の輪郭を雲のような形につくるところからこの名で呼ばれるが、その発祥の地は中国で、南宋時代の記録による『五山十刹図』二巻にもすでにみえ⁽²⁾、同時代の長蘆宗贊撰『禅苑清規』十巻、無量宗寿撰『入衆日用清規』一巻、惟勉撰『叢林校定清規』二巻や元時代の沢山式咸撰『禪林備用清規』十巻、東陽德輝重編『勅修百丈清規』八巻など禅清規⁽³⁾に雲版のことを火

版、長板、大版、大板、朝板とも称した記載があるところより、雲版は元来中国禪宗の法具と知られ、げんに元の至元八年（一二七一）銘をもつ鉄製雲版も存する⁽³⁾。わが国最古の雲版は、「奉寄進 安樂寺 文治三

伊勢国辻越後守家種作の雲版

雲版の材質は青銅製もしくは鉄製で、片面式と両面式とがあり、鎌倉・室町時代のものには意外に片面式が多い。大きさは縦四〇～五〇センチ位が普通で、それを越すと大型の部類に属し、なかには六〇センチ以上、一メートルにも達するものが若干存する。

慶長二〇年（一六一五）以前の作になる雲版現存数は、無慮一〇〇点内外であるが、それらの銘文に記される雲版の呼称を検してみると、雲版が四点、打板が三点、打飯が二点、長板が二点、雲飯、雲板、雲片、張板、打版、版、斎板、鏡鐘、板鐘、雲鐘、磬鐘が各一点で^⑤、慶長末年以前においては、ウンバン（計七点）よりもチヨウバン（計九点）と呼ばれることのほうが、けだし多かったのではないかと察せられる。

雲版で重要文化財に指定されているのは、正和二年（一三一三）の銘をもつ埼玉・長光寺蔵（縦五九・五、横五五・五センチ）、嘉暦元年（一三二六）銘の宮城・瑞巖寺蔵（縦九〇・三、横八八・八センチ）、そして建武四年（一三三七）の銘がある神奈川・妙本寺蔵（縦一〇八・〇、横九九・五センチ）のわずか三点にすぎないが^⑥、いずれも鎌倉時代後期から室町時代前期にかけての実に堂堂とした作品ばかりで、大形の安定感ある形姿もまことに美しく力強い^⑦。

さて、今ここに紹介しようとするひとつの中世的雲版は（図版一・二・四）、その銘文より江戸時代前期の元和九年（一六二三）九月作と知られるものである。元和九年といえばすでに江戸幕府も第三代將軍徳川家光（一六〇四—五一）の治政に入っている時代であるが、そうした時期の雲版をあえて取り上げた理由は、その作者がかの國家安康の鐘で有名な慶長一九年（一六一四）の京都方広寺巨鐘鋳造の際、脇棟梁のひとりとしてこれに参加した伊勢国安濃津大工辻越後守家種であるからにほかならない。一説に家種の生年は天文一〇年（一五四一）ともいわれるので、鋳

物師としてのその活躍も室町時代よりはじまっていることがわかり、この雲版にどっしりとした中世的風格が漂っているのも理解できて興味深く、かつこれが家種最後を飾る新資料ともなる点で貴重かとおもわれる所以、以下すこし論じてみたいのである。

問題のこの雲版は、愛知県安城市野寺町本證寺の林松院文庫が所有する青銅製両面式のもので、縦五六・一センチ、横五四・一センチ、厚さ一・三センチ、重量一二・七キログラムを計測する。雲版としては大型の部類に属しよう。長年庫院に懸吊されていたせいであろう、薪炭の煙による薰染が版面全体に及んでいて、今それがえもいえぬ黒光りした金色を呈する結果となっているのは、まことに趣き深いものがある。

ここで雲版各部の名称を示し（図版一）、紹介版を順次上部より鑑察していくこととしよう。

頭部の頂きはなだらかな五つの弧線からなり、くちばし状の左右弧線両端幅は二四・二センチある。頭頂中心より真下六・五センチのところに径一・九センチのやや隆起した周縁素文の吊鑲孔一個があけられ、そこには縦徑一三・一センチと同九・九センチの鉄製吊鑲二輪が取り付けられているが、当初のものであろう。なお、吊鑲孔の位置は頭部左右弧線両端を結ぶ線より下にあって、この雲版が近世に入る作品であることを見物語る。頭部より版面に至る頸部のもつとも細いところは幅五・五センチで、そこより左右の巻込みへ縁線はすぐにカーブしていくから、面は意外に広やかであり、この雲版を大きくみせる要素となっている。版

面を一周する流れるような二重の縁線は、外側を太く内側は細くして、途中にくびれや巻込み、山型などをなしつつ雲形の輪郭を形作っていくが、その造形は全体的なバランスもよくすぐれた表現といえよう。二重にめぐらされた縁線内には頭頂中心下、頭部左右弧線両端角、頸部中程左右、左右巻込み途中とその先端、左右両腰部、左右両括、裾中央の計一四箇所に三個ずつ、総数四二個の珠文を配置する。珠文は大きさが不揃いであつたり、左右対称の位置が少しずれている箇所もあり、細部にこだわらない大らかさがみられて微笑ましい。裾部左右くびれの差渡しは三二・八センチを計るが、その線上中心に径八・三センチの撞座が据えられる。撞座は表裏同范の八葉蓮華文であるが、ここでも表面のそれの間弁が真下へきているのに対し、裏面ではそうなつておらず、あまり神経質でない面が出ている。蓮華文は通常よくみられるものより単弁・間弁とも短く、そのぶん子房を取り巻く四六本からなる雄蕊のほうが、長くあらわされているので、やや雄大さに欠ける点のあることは否めない。八花形の子房内には型の通り中央に一個、周囲に八個の蓮子を置く。撞座はさいわい表裏とも打叩による損傷は少ないけれども、表面の撞座上部には、鋭利な刃物の先端で傷をつけたような跡がのこる。

二 元和九年の雲版銘

ところで、この雲版の撞座左右には、次のような総て八行四六字より

伊勢国辻越後守家種作の雲版

なる陰刻銘文があつて、これがいつ誰によつてつくられ、どこの寺院に懸吊されたもののかを明らかにし貴重である。

〔一〕紀州牟漏郡粉之本村

〔二〕雲嶽寺常住

〔三〕貞元和九年癸亥年

〔四〕九月吉日成哲代寄附之



〔五〕 大工

〔六〕 勢州安濃津

〔七〕 辻越後守

〔八〕 藤原家腫

以下順次各行の内容を検討し、この銘文の重要な指摘をしていく。

まず〔一〕の「紀州牟漏郡粉之本村」であるが、紀州はいうまでもなく南海道の紀伊国、すなわち現在の和歌山県を主とする州名で、同国は名草、海部、那賀、伊都、有田、日高、牟婁の七郡よりなつていた。銘文の牟漏郡は妻を漏と音通文字で示しているが、同郡は熊野三山などを含む広範囲な地域のために明治一一年（一八七八）の新郡区編成で、東西南北の四牟婁郡に分割され、うち北牟婁郡と南牟婁郡の二郡が三重県へ編入された。この雲版の牟漏郡は粉之本村とあるところより、明治以降は三重県北牟婁郡に属した地であることがわかる。粉之本村は三重県紀北町南部を流れる錦子川と船津川が合流して、引本湾へに入る手前の両

河川にはさまれた堆積地帯の伊勢神領木本御厨にその名を発する村である。同字村名が同じ牟婁郡内（現三重県熊野市木本町）に存したため表記変えされ、徳川林政史研究所蔵の慶長六年（一六〇一）『検地帳』、浅野家蔵の同九年（一六〇四）『自得公済美録』には粉本村とみえる。その後宝暦八年（一七五八）の大火で同村は全焼し、ために明和元年（一七六四）火の粉を忌避して古ノ本村と改称した。明治二年（一八六九）またまた大火があつて、同一〇年（一八七七）相賀村、ついで昭和三年（一九二八）相賀町、同九年（一九三四）相賀町と呼び名を変え、同二九年（一九五四）町村合併で海山町、さらに平成一七年（二〇〇五）紀伊長島町との平成大合併により紀北町となつた。もつて雲版の粉之本村という表記が、慶長年間の文献に記されるところと一致していることがわかるであろう。

〔二〕の「雲嶋寺常住」は寺名をあらわすが、雲嶋寺の二字目は小島を意味する嶋とおもわれるも、粉之本村にはかかる名乗りの寺はない。これはおそらく慶長六年の『檢地帳』にみえる「うんしゃうあん」とて、紀北町海山区相賀に今も法灯を伝える曹洞宗雲祥寺のことで、牟婁郡と同様普通による宛字がなされたものとおもわれる。雲祥寺は寛文三年（一六六三）に寂した間嚴舜宗が開山で、万治年間（一六五八—六一）の草創（15）といふが、事実はすでに慶長年間より庵として出発しており、この雲版の元和九年（一六二三）には、寺号も公称しそれを懸吊するまでに至っているのであるから、寺伝は再考を要しよう。寺名の下の常住と

は、この雲版が同寺の什物として、生滅変化することなく常に存在し続けることを願う意である。

〔三〕の「貲元和九年（16）」の最初の文字は、時の異体字である。元和九年は第一〇八代後水尾天皇（一五九六—一六八〇）の時代で、徳川家康（一五四一—一六一六）七回忌の翌年にあたる。

〔四〕「九月吉日成哲代寄附之」の九月吉日は、その二ヶ月前の七月二七日に就任した江戸幕府第三代將軍徳川家光（一六〇四—五一）の政治が始まつたばかりのときであり、父の第二代將軍徳川秀忠（一五七九—一六三二）もいまだ四五歳で健在であった。翌元和一〇年二月三〇日に寛永と改元されるが、この雲版はそうした江戸時代前期の作になることを銘文は告げる所以である。月日に続く住持名の冠字はやや難読だが、いましばらく成哲と読んでおく。その代にこれが寄付されたのであつた。

〔五〕の「大工」は元来奈良・平安時代の令制で、木工寮、修理式、太宰府に属した工人の長をいつたが、のちに建築関係だけではなく広く技術者全般を指すようになった。この場合は雲版をつくった鑄物師のことにはかならない。

〔六〕「勢州安濃津」は伊勢国安濃郡の津、すなわち現在の三重県津市の高野庄辻村（現滋賀県栗東市辻）を本貫としていることを示す。よく知られているように辻村出身の鑄物師には、田中、国松、太田など多数が

あつて、江戸時代には全国的規模で活躍していた⁽¹²⁾。越後守は令制の四等官で最上の越後国守を意味するが、ここにおいては名誉称号で、表面的には勅許を得て称したものであろうけれども、内実は売官によって授けられた官職名といえよう。この越後守はやがて但馬守と共に铸物師としての辻家の別称となっていく点で、忽ちにできないものがあるといわなければならない。

〔八〕最後の「藤原家腫」の藤原は、越後守と同様の藤原朝臣を意味する名誉氏姓で、铸物師の多くがこれを称するところとなっている。家腫はこの雲版の作者の実名であるが、元和九年の時点では勢州安濃津の大工辻越後守といえ、家種をおいてほかにないので、家腫は家種の誤刻とみてよいであろう。従来家種最後の事績は、元和三年（一六一七）の津市・觀音寺梵鐘とされてきたが、本雲版の出現により同九年まで家種の生存が確認できるようになった意義は、はなはだ大きいといえよう。

以上のようにこの雲版は、その銘文より江戸時代前期の元和九年九月に伊勢国安濃津の名工辻越後守家種がつくり、紀伊国牟婁郡粉之本村（現三重県紀北町海山区相賀）の曹洞宗雲祥寺に懸吊されていたものであつたことが明らかとなつたであろう。それと同時に当雲版が家種最後を飾る作品となつてゐる事実も判明し、もつてこの雲版のもつ史料的価値の決して低くないことも十分認識できたかとおもう。

ここで雲版の作者伊勢国安濃津大工辻越後守藤原朝臣家種とは、どのような経歴を有する铸物師であったのかを資料に即しながら検証し、紹介の雲版の新たな位置付けを行なつておきたい。

まず家種の出自や生年であるが、雲版の銘文〔七〕でもふれた通り、辻を名乗つてゐるので近江国栗本郡高野山辻村が出身地と推測できる。近江辻村から出た铸物師は、太田・国松・田中をはじめ他数が全国的に散在定住したが、家種およびその子孫は、辻を称するも俗姓を記すことがなかつた。しかしそれが太田だったのではないかとおもわしめるひとつの史料が存する。家種よりやや後のものであるが、津市・真福院蔵の鰐口を正保四年（一六四七）につくつた铸物師の名が、勢州津之住藤原朝臣太田五郎左衛門尉重次とあること⁽¹³⁾で、この重次が津住と記し、かつ家種の次男重種と冠字が共通するところより、辻に属する铸工とみてさしつかえなかろうから、津の辻は近江辻村の太田が出であつたと想定しても不都合ないのではないかと考える。

次に家種の生年であるが、これについてもすでに紹介したことく天文一〇年（一五四二）説がいわれている⁽¹⁴⁾。この年家種が生まれたとしても不自然ではないが、何を根拠にこれが提示されているのかがよくわからぬのと、家種の活躍を史料上に徵することができるようになるのは、

慶長年間（十七世紀）に入つてからであるから、年代がやや開きすぎの感があり、今にわかつて天文一〇年説を信ずるのはいかがかともおもわれる。

また家種は豊臣秀吉（一五三六—九八）の信任あつき天下名誉の釜師で、茄子形手取釜を秀吉のためにつくったとも伝えられているが、これまた微する確実な史料がなく伝説の域を出ない^{〔17〕}。

さらに家種が安濃津の住人となつたのは、初代津藩主藤堂高虎（一五六一一六三〇）の招きによるとされることが多いのであるけれども、^{〔18〕}高虎の入封は慶長一三年（一六〇八）であつたのに対し、家種の津での活動はそれより以前の同八年（一六〇三）から確認できるので、若干の疑問点が残り、今後のさらなる検討が必要であろう。

なお、若きころの家種を考える上で注意したいのは、後述する慶長一三年（一六〇八）の溝済大明神鰐口に大工安濃津家種三郎次と名乗つていることである。すなわち家種には三郎次という俗称があり、その名より推すとあるいは長男でなかつたといふことも考えられる。家種が近江の辻より伊勢の津へ移住できた理由も、存外このあたりにあるのかも知れない。

さて、現在わかっている家種最初の確実な事績は、慶長八年（一六〇三）八月に津市・四天王寺の鰐口をつくったことである。この鰐口は残念ながら昭和二〇年（一九四五）七月の戦災で焼失し今はなが、面径四五センチの青銅製で、次のような陰刻銘をもつっていた。^{〔19〕}

奉寄進鰐口津堅町杉田彌次衛門定次大工安濃津藤

原朝臣越後守家種勢刃安濃郡四天王寺住持玄庵

元達慶長八月吉日敬

この時点ですでに家種は、藤原朝臣越後守の名誉称号を使つてゐると、これより五年後の慶長一二年（一六〇七）に長男の喜十郎藤原朝臣善種が、父家種に勝るとも劣らない立派な鰐口を作してゐるところより、^{〔20〕}鑄物師としての家種の活躍は、前代の桃山時代からはじまつてゐるものとみてまちがいない。となれば家種の天文一〇年（一五四一）誕生説や豊臣秀吉の御用釜師であつたという伝えも、一概に否定しがたい面なきにしもあらずといえようか。

それはともかくとして、家種の鰐口を旧蔵していた津市の四天王寺は、聖徳太子が摂津・伊勢・出羽・陸奥の四カ所に創建した四天王寺のひとつと伝え、境内からは奈良時代の古瓦も出土するほか、康平五年（一〇六二）の『民部田所勘注四天王寺領田畠事』、承保四年（一〇七七）作の薬師如来坐像、鎌倉時代の聖徳太子絵像、江戸時代の藤堂高虎夫妻像などの寺宝が、重要文化財に指定されている古刹でもあることをちなみ記しておく。

右四天王寺鰐口の六年後にあたる慶長一三年（一六〇八）三月、家種はまたも安濃郡雲林院村溝済大明神（現津市・美濃夜神社）の今度は鉄製鰐口を手懸けてゐる。家種第二の事績にあげられるこの鰐口は、京都市・杉浦三郎兵衛丘園氏の雲泉荘に昭和八年（一九三三）当時蔵せられ

ていたが、今は所在不明である。面径三五・一センチ、厚さ一三・三センチ。銘文は鉄製鰐口に通例の陽鋲で次のごとくあり⁽²²⁾、家種が三郎次と称したことを伝える点でも貴重なもので、その再出現がこいねがわれてならない。

〈右〉安濃郡雲林院村溝渕大明神鰐口也願主_{五郎太夫衆}

〈銘帯から外区に縦書〉勢州

〈左〉慶長十三_申三月吉日大工安濃津家種三郎次

家種第三の事績は、翌慶長一四年（一六〇九）三月に伊勢市・法住院の磬をなしたことである。これは今も同院に伝存していく、肩間二一・〇センチ、絃二五・一センチ、博一〇・八センチ、厚さ一・四センチ、重さ一・五キログラムを計測する青銅製で、裏面一杯に次なる陰刻銘を見る⁽²³⁾。

越後

大工
津

三月吉日

慶長十四

（撞座）

法住院

住持

祐傳

ここでは大工津越後とのみあるが、年代的見地より家種を指すことは

伊勢国辻越後守家種作の雲版

いうまでない。この磬における径四・四センチの撞座文は、表裏ともいぢおう蓮華文をあらわしているとみられるが、表面のそれはきわめて不鮮明な八葉蓮華文であるのに対し、裏面のほうは表面とはまったく異なる花形蓮華文とでもいうべき形状のものとなっている。また表面で相対する孔雀文も、撞座と同じようにはつきりしない部分が多いのは、鋳型そのものがあまり上出来でなかつたためであろう。なお裏面には孔雀文はなく、花形蓮華文の左右へ大ぶりの文字で上掲の銘文をあらわすだけとなつていて。しかし本磬の全体的な形姿は、太い山高の面取り縁を一周させ、その内側にも子持ち縁線をめぐらしながらかたくましく、またやや洗練さに欠ける点はあるものの上下の弧線、左右の張出しも意外にめりはりがはつきりして力強く、まさに中世から近世への過渡期的な特徴を備えるすぐれた磬と評しえよう。

ところで、法住院のこの磬には、珍しく当初の磬架台ものこつており、台木裏に朱漆書銘がみられたが、近年の修理でその上に黒漆がかけられたために今は読むことができない。次のようにあったと記録されている。⁽²⁴⁾磬より架台のほうが三年も先になっていたことがわかり興味深い。このギャップは磬の発注から実際にそれが完成して法住院へ納入されるまでの期間であったと理解すべきものかも知れない。架台の材はケヤキで高さ五八・五センチ、横五七・〇センチを測る。

慶長拾二_未如意_カ日

満四十三歳

法住教院祐傳（花押）

と本稿でとりあげた雲祥寺旧蔵の元和九年雲版（以下元和版と略記 図

四 家種の雲版

家種四番目の事績は、三重県の多気町・西導寺に伝わる雲版を子息の喜左衛門善種と共になしていることである。両面式青銅製のこの雲版は、縦五五・五、横五一・七センチ、厚さ一・二センチあり、慶長一六年（一六一一）二月の次掲のごとき陰刻銘をもつ。⁽²⁵⁾

勢州飯高郡丹生山

西導寺常住

代淨誉上人

（撞座）

大工安濃津越後寺

藤原朝臣家種

同息喜左衛門善種

于時慶長十六年二月吉日

右銘に登場する喜左衛門善種は家種の長男にあたり、註20でみた鳥羽

市・庫藏寺蔵鰐口の作者喜十郎善種のことである。善種はまもなく吉種と改め但馬守を称して、越後守を継承した家種の次男重種と共に父の技量をうけついで、辻家の名を恥じめない鎌物師となつた人である。

さて、ここで西導寺蔵の慶長一六年雲版（以下慶長版と略記 図版三）

版四）とを比較対照してながめることは、ちょうどひと回り一二年ちがいの同じ作者による同じ法具だけに、大変興味深いものがあるのでないかと考える。以下すこしくふたつの雲版を鑑察してみよう。

まずこれが懸吊されていた寺院の宗旨と地域であるが、慶長版は伊勢国飯高郡の浄土宗寺院、元和版は紀伊国牟婁郡の曹洞宗寺院であるけれども、雲版だけではなく般にこうした金属製梵音具には、国や宗旨を異にしてもそこに差違をみないのが普通で、そのことは両版の比較からもわかるであろう。

次に慶長版と元和版の寸法をくらべてみると、前者は縦五五・五センチ、後者は五六・一センチで、その差わずかに六ミリであるから、両版は共に縦一尺八寸五分の設計と推測できる。これに対する横は前者が五一・七センチ＝一尺七寸、後者が五四・一センチ＝一尺八寸で、そこに約一寸の違いを見る。同一作者の慶長より元和へ移行していく微妙な横へのふくらみととらえることができよう。なお縁の厚さは、慶長版が一・二センチ、元和版が一・三センチであるからほどんど変わらない。つまり両版はほぼ同大同形のものといえるのである。

今度は頭部をみてみると、慶長版は三弧、元和版は五弧となつているのがわかる。五弧より三弧のほうが弧線もゆったりし、そのぶん吊環孔の周辺も広やかとなる。また慶長版の頭部弧線左右の先端は、あたかも鳥のくちばしのごとき鋭さがあるのに対し、元和版は穏やかで丸味を帶

びる。寸法の横へのふくらみと同様注意すべき点といえよう。

両版を比較して気付く四番目のこととは、頸部の幅が慶長版より元和版のほうが太いことである。これがために慶長版は引き締まって軽快にみえ、元和版はすこし鈍重氣味でたくましく感ぜられる。

五番目に巻込み部分の姿形が、あたかも建造物における慶長期の木鼻の絵様と元和・寛永期のそれの違いのごとく慶長版は短く、元和版は長くなっていて、時代の風をよくあらわしており興趣そそられる。ちなみに慶長版巻込み部分の片方先端は、現在欠損している。

六番目は裾のくびれが慶長版では浅く、左右のそれを結ぶ二重縁線もなだらかで長いのに対し、元和版はその反対となっていることで、この結果として慶長版は元和版より版面の面積を大きくみせ、軽やかな感を与えることに成功しているようである。

両版の相違点の七としてあげられるのは、二重縁線内に配置される珠文の数と位置が違うことである。慶長版の珠文は頭頂部に三個、その左右くちばし状のところに各二個、頸の左右に各三個、巻込みへ入る手前左右に各三個、巻込み先端に各二個（片方今亡）、左右両肩に各三個、左右両腰に各二個、左右両くびれに各三個、下部裾中央に三個の計一六カ所へそれが置かれるのに対し、元和版はすでにみた通り、両肩部にそれを欠く一四カ所であった。ただし珠文の総数は共に四二個で変わらない。この場合慶長版における両肩の珠文は、周囲のそれとやや距離が近すぎるためくどい感がし、元和版のようにないほうがすっきりしていよいよ

う。

八番目にあげておかなければならぬのは、同じ作者の雲版でありながら撞座文が相異していることである。両版とも撞座は八葉蓮華文であるが、慶長版の蓮弁は元和版より大きく、逆に雄蕊は小さい。いっぽう子房は慶長版のほうが大となっているから、撞座全体としては慶長版が雄大に見える。ところが元和版にはある間弁が、慶長版にないのは一体どうしたことであろうか。慶長版にもそれが添えられていたならば、もつと本格的な蓮華文として高く評価されたにちがいなく惜しまれてならぬい。

ところで、よく知られているように梵鐘をはじめ鷄口、磬、雲版などの撞座文は、大小にかかわらずその鑄物師の系統や個性を見定める上で、無視することのできない重要な示唆を与えるものとなっているが、実は家種の場合さまざまな撞座を使つており、一定性がないことに十分留意しておく必要があろう。

これに関連し、考慮しておかなければならないのは、家種の作品にはこの慶長版をはじめ後にもみる通り、長男善種・吉種や次男重種との父子共作、あるいはまた家種没後には吉種・重種兄弟の共作が目立つことである。共作の理由は多分家種の高齢化になるとおもうが、それでも家種は名棟梁の大工として、腕利きの息子たちを脇棟梁に付け、小工たちを意のままに動かし、自分自身の作品を仕上げていったのであった。

今こうした観点より慶長・元和両版をあらため見直してみると、慶長

版には洗練された纖細な女性的美しさがあるので、元和版は細部にとらわれない男性的な力強い豪快さが認められる。前者の安定感に富んだそのないオーソドックスな作風は、どことなく慶長一二年（一六〇七）の鳥羽市・庫藏寺蔵鰐口、寛永二年（一六二五）の松阪市・本宗寺蔵梵鐘など善種（吉種）の作品に通じるものがあり、後者の太い線でまとめるどっしりとした中世的手法は、家種作慶長一四年（一六〇九）の伊勢市・法住院蔵磬や今はみることができない同じ家種の手になる同八年（一六〇三）の津市・四天王寺旧蔵鰐口、同一三年（一六〇八）の安濃郡雲林院村・溝渕大明神旧蔵鰐口などにもおそらくあらわれていた様式でなかつたかとおもわれる。その際とくに注目したいのは、慶長版の撞座文が元和版のそれよりも庫藏寺蔵鰐口の撞座文に近い表現がなされていることであろう。今後のさらなる検討が必要なことはいうまでもないが、慶長版には父家種の下知を受けつつ子息善種の作風もおのずとにじみ出ているために、家種単独でつくった元和版とはやや趣きを異にした作品に仕上がっているのではないだろうか。いずれにしても家種がかわった慶長・元和両版の比較対照は、まことに興味尽きないものがあるといわなければならない。

五 家種と梵鐘

慶長一六年の西導寺雲版に次ぐ家種五番目の事績は、かの国家安康の

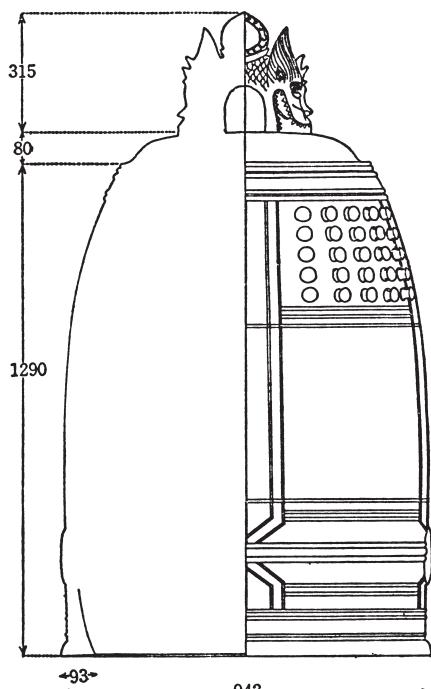
鐘で有名な京都市・方広寺大仏鐘の铸造に脇棟梁のひとりとして、これに参加した事実である。²⁶⁾慶長一九年（一六一四）孟夏（四月）一六日に完成したこの方広寺鐘は、総高四〇四センチ、竜頭高七八センチ、笠形高二二センチ、鐘身高三〇四センチ、口径二七六センチ、厚さ二七センチの巨鐘で、それは天平勝宝四年（七五二）閏三月七日铸造の奈良市・東大寺鐘（総高三八六・五センチ、竜頭高六六センチ、笠形高二〇センチ、鐘身高三〇〇・五センチ、口径二七一センチ、厚さ一三・七センチ）を模してなされた日本最大の梵鐘であり、重要文化財の指定を受ける（図版五）。

周知のように本鐘は、豊臣秀頼（一五九三—一六一五）を大檀那とし、片桐且元（一五五六—一六一五）の奉行で、治工京三条釜座名護屋越前少掾藤原三昌によってなしとげられたことが、その銘文よりわかつているが、これだけの大鐘を三昌ひとりでできるわけがなく、棟梁には三昌の弟弥五郎家昌、対馬守国久、飯田勘左衛門の四人があたり、その下に脇棟梁として駿河江尻の長谷川、江戸の椎名伊予、伊勢津の辻越後家種、同息但馬吉種、播磨姫路の芥田五郎左衛門、大和五位堂の津田周防、奈良の沼津備前、松尾筑前、河内、摂津、和泉、下野天明などの名工一二名が加わり、さらに諸国召集の鑄工三一〇〇余人を使ってこれを成就したのであった。しかし銘文の一節が物議をかもし徳川家康の立腹となつて、翌年ついに豊臣家が滅亡することは、あまりにも著名な事実である。家種・吉種父子が、この方広寺鐘の脇棟梁に選ばれたことを示す史料

は、すぐあとでふれる津市・觀音寺蔵の元和三年（一六一七）鐘に「洛陽東麓大仏鐘之棟梁伊勢津之住人辻前越後守藤原朝臣家種入道督任同辻但馬少掾藤原朝臣吉種」とあり、また亀山市・觀音寺旧蔵の元和九年（一六二三）鰐口にも、「洛陽東麓大仏鐘棟梁伊勢安濃津住但馬少掾藤原朝臣吉種」とみえるところにもとづくわけだが⁽²⁷⁾、かれら二人が選任された理由は、いうまでもなくその技量が高く評価されたからにほかならないのと、方広寺の鐘銘を書いた前住東福後住南禅文英叟溝韓（生年不詳）⁽²⁸⁾が、家種・吉種たちの居住する同じ伊勢国（現鈴鹿市）出身者であつたことも関係しているのかも知れない⁽²⁹⁾。ともあれ家種・吉種父子のこの方広寺鐘鑄造参加は、辻家をして伊勢国における鑄物師の地位を確固不動のものとするに与つて力あつたであろうことは想像に難くなく、こうした点からも家種にとっては、大変意義のある逸しえない重要な事績のひとつであつたといわなければならぬ。

かくていよいよ名声を博するに至つた家種は、晩年になつても創作意欲は衰えず元和三年（一六一七）臘月（一二月）、長男吉種、次男重種をひきいて、地元の名刹津市・觀音寺の梵鐘を手懸ける。これ家種六番目の事績である。該鐘は第二次世界大戦の際も供出免除の扱いを受けたが、昭和二〇年（一九四五）七月二八日の米軍機による県庁所在地空襲で被災した。さいわい原形は損われなかつたので、池の間四区にぎつり刻み込まれる銘文は、今も判読可能となつてゐる⁽³⁰⁾。この觀音寺鐘は総高一六八・五センチ、竜頭高三一・五センチ、笠形高八・〇センチ、鐘

身高一二九・〇センチ、口径九四・二センチ、厚さ九・三センチで、乳は五段五列の計一〇〇個を数える。江戸時代の梵鐘にしては童頭の表現もすぐれしており、笠形も飾氣のない簡素な半球状とし、鐘身の胴ふくらみもおさえた品のある形姿となつてゐる。また袈裟襷も古式な手法がとられていていやみがなく、上帶・中帶・下帶および草の間もすべて素文で、駒の爪も控え目にするとなど、本鐘は全体的にあつさりとしたそつのない古風な様式でまとめてあげることに成功しており、まさに名実ともに江戸時代前期を代表する優秀な梵鐘といえよう（図版六）。



図版六 三重・觀音寺鐘 元和3年（1617）
(坪井良平『日本の梵鐘』より)

銘文は池の間（縦四五・〇、横五二・〇センチ）四区に次のごとく刻

まれている。

夫物僉因縁有也故无色之真如依
无明之黒業顯種々形有縁之後智
為有情之白縁示品々相焉矣粵當
寺町販依之尊聖觀自在菩薩者

仁王四十三代

元明帝御宇和銅第二歲次己酉天安

濃浦漁翁下魚網得之乎隣里鄉黨

見之者為奇也近國遠方傳之者謂

異也貴賤作蟻往高下諍手足既而

秋之國司果然達 天聞 隣浦

而索伽藍之地号惠日山觀音寺惠

日者形容智之德觀音者即尊諱也

就中國主篤信日新終開六箇戸煙

始宿六人僧士自其已還朝懺暮悔

之營綿々焉孜々焉凡太聖灵驗者

不踰眾望瞬目滿足庶願彈指依之

衆庶皆實帰乎嗚呼福聚海无量人

天魚鱗誰不託泳游願海焉如斯如

斯而星霜一千餘迴焉矣噫嘻不囝
去慶長庚子仲商起兵革東西靡狼
烟南北耀其餘殃丙伽藍一炬融洪
鐘半燔唯本尊世音之灵像耳餘殘
焉仍拜之道俗無尊無卑歎不復堂
宇往昔欣造立宝閣即今別者本願
慶照入市店効人出閭巷覓志寢食
悉忘焉依之諸檀意勑願士男女思
附善緣故堂閣漸成又近間國主
藤堂和泉守藤原朝臣高虎公武名
馳于四方忠義听于八埏弓門旌高
計幄甚曠天性躰衆怨悉退散之本
誓販依之心日厚也以其町以新
成堂柱紫金之粧化殿梁白銀之相
焉也故衆望半足乎焉猶更寺人村
老寓言耳念願未止欵所以者何回
祿余來不觸漏鐘于耳根以道人者
臥乎勤寅業自然懈怠銜商者出星
歸月績不思退廕剉人皆沉夢境衆
庶耽睡緣寔此長夜之又長夜也焉

長野内蔵允藤原朝臣存秀

于茲諸志感于天民望通于性今稔
長谷川女 清雲院心譽光質長野

内藤允藤原朝臣存秀爲大檀越九
乳一器儀然鑄造之民望累紀也成

事六旬也大守泉州公忽高樓一軀
爲之更建立焉也衆人咸合掌曰知

自今識東方白破睡魔之旁出三途
之鉢輪觸四句之妙偈焉矣復至心

之御施主女者拂五障之妄雲遂二
世之安樂男者傳名声萬方孫門代

々可高乎次貯造鴻鐘萬歲堅固而
響安濃千秋天乎焉矣故作銘曰

心明稱佛身 哀物名茲仁
慈仁觀自在 般若梵鐘真

拔長眠苦因 與永劫榮新
一聞安樂響 萬歲昌豐津

元和三丁臘月吉辰金對佛子

六院
法印長義敏

大鑄師洛陽東麓大佛鐘之棟梁伊勢

安濃津之住人辻前越後守

藤原朝臣家種人道誓任

同辻但馬少掾藤原朝臣吉種

辻忠三郎重種

本願 権少僧都 慶照

智恩寺 権大僧都法印玉玲

惠音院 権少僧都真照

不動院 権少僧都長叶

仙王院 権少僧都慶叟

大丸寺 権少僧都長用

智恩寺

權律師 慶秀

筆者

第一区では恵日山觀音寺の本尊聖觀自在菩薩が、奈良時代の第四三代

元明天皇（六六一一七二一）和銅二年（七〇九）に安濃浦の漁夫の網に

かかり出現したという同寺草創の縁起が語られる。第二区においては、

慶長五年（一六〇〇）仲商（八月）の兵大で全焼した伽藍を慶照の代に藤堂高虎が再建することを記す。第三区には本鐘の施主が、徳川家康の側室清雲院心誉光質とその父長野内蔵允存秀であった旨を述べる。⁽³¹⁾第四区で鐘楼の大檀主が藤堂高虎、鴻鐘の施主が清雲院と長野存秀の父子、大鑄物師が洛陽東麓大仏鐘之棟梁伊勢安濃津之住人辻前越後守家種入道誓任、同辻但馬少掾藤原朝臣吉種、辻忠三郎重種の父子三人、本願が慶照ほかで、銘文の筆者は慶秀であったことを伝える。

このように本鐘の背景には、当代きっとのそうそつたる人物が関与しているのがわかり、当地の名工辻家種・吉種・重種父子が、腕によりをかけてこれに当ったのも、まことにうべなるかなとおもわしめるものが十分ある。この銘文よりすでに述べた通り家種・吉種の二人が方広寺大仏鐘の脇棟梁であった事実が判明し、また本鐘鋳成の元和三年末の時点では、家種は入道して誓任と号し前越後守を称するから、家督を長男吉種に譲ったことがわかる。そして次男重種の俗称が忠三郎であつたこともあわせて知られるので、本鐘は鑄物師辻家の史料としても、かけがえのない重要な遺物となっているのである。

ところで、繼嗣の辻但馬守吉種は、父家種の没後寛永二年（一六二五）⁽³²⁾二月に松阪市・本宗寺の梵鐘をなしている。観音寺鐘より若干小さ目（鐘身高一二二センチ、口径九〇センチ）ながら、その作風、形姿、様式は、觀音寺鐘にまったく同じと称してもはばからないであろう。ということはほかでもなく觀音寺鐘の指揮者は家種であるが、この段階にお

いてすでに事實上の大工は、吉種がつとめていたことを意味しよう。吉種には西導寺雲版のところでも述べた通り、父家種よりも繊細で優美なものを追求しようとする美意識が感ぜられ、それは觀音寺鐘においてもある程度表出されており、本宗寺鐘でより一層深められているとみてよからう。撞座文も觀音寺鐘より本宗寺鐘のほうがすぐれている。

従来この觀音寺鐘をもって、家種最後の到達点を示す作品とされてきたのであつたが、実はそれよりなお七年後まで、家種はかくしゃくとして仕事を続けていたことが、今回出現のここに紹介した元和九年（一六二三）九月の雲祥寺旧藏雲版より判明したのである。この雲版には家種以外の名はみられず、かつ梵鐘などより小品ということもあいまつて、これこそが家種最後の単独作品と目することができよう。そこには骨太で氣宇の大きい家種の一貫した表現様式がみごとに具現化しており、名工家種の技芸の頂点をみるおもいがする。

六 結語

元和九年の雲版以降ついに家種の足跡はたどることができないので、まもなく死去したのであろうとみられる。家種を祖とする辻越後守家の菩提寺は、津市・報恩寺（真宗高田派）で、同寺の靈苑墓地には今も同家の墓碑がのこる。⁽³³⁾墓碑には表裏あわせ総数二十五人の法名が刻まれているが、このうちもっとも古い年号を有する人は元和元年（一六一五）、

新しいそれは寛政元年（一七八九）である。ところが表裏で重複するものが九人にも達し、しかもそれらの中には死没年月日が相異していたり、削除の跡があつたりして、全体的にこの墓碑には不審な点がすこぶる多い。初代家種、二代重種の法名は次のようになっている。

〔表面〕

元和元卯二月十五日

釈止舟 越後守家種入道誓任法師

越後守重種入道誓三法師

寛文元丑十二月八日

〔裏面〕

寛文丑十二月八日

止舟越州太守誓三大法師

元和二辰二月十五日

釈止舟越州太守誓任大法師

これによって家種・重種父子の法名は共に釈止舟で、その入道法師名

は家種が誓任、重種が誓三と知られる。家種の誓任はすでにみた觀音寺鐘銘からも確認できるが、重種の入道名は今のところ他に徵する史料がない。問題は家種の没年である。表は元和元年、裏は翌二年となっている。実は慶長二〇年（一六一五）が元和元年と改元されるのは、七月一

三日のことであったから、表の没年月日はにわかに信じ難いともいえよう。では裏の同一年（一六一六）はいかがかといえ、月日の点で問題

ないも、家種にはこれより後の元和三年の觀音寺鐘、さらに同九年の雲祥寺雲版が新たに見出されたのであるから、墓碑銘は再検討を余儀なくされよう。よって家種の正確な没年は不詳といわざるをえなくなるが、雲祥寺雲版の翌年すなわち元和一〇年（一六二四）あたりのことでなかつたかと推定しておきたい。ちなみに次男重種の寛文元年（一六六一）十二月八日という往生年月日は、表裏一致しており、年代的にみても信じてよからう。

以上、伊勢国安濃津の大工辻越後守家種作の雲版をめぐり、あれこれ考察の筆を進めてきた。この元和九年（一六二三）九月になされた雲版は、従来知られなかつた家種に関する新出資料で、かれ最後の作品ともわれる。その破綻のないどつしりとした太き線でまとめる作風には、中世から近世へと移行していく時代の風がよく感じとられ、名工としての家種最晩年の到達点をそこにあるおもいがする。

家種の生没年は明確でないが、その業績をあらため年表風にまとめておけば、およそ次のようになる。

慶長八年（一六〇三）癸卯八月

津堅町の杉田弥次衛門定次の寄進による勢州安濃郡四天王寺の鰐口をつくる。その当時の同寺住持は玄庵元達であった。

慶長二二年（一六〇七）丁未九月吉日

家種の長男喜十郎善種が、賀茂丸山の庫藏寺住持真雄の求めにより鰐口をつくる。

慶長二三年（一六〇八）戊申三月吉日

辻但馬守吉種、小工阿波曾田中重衛門安久と共に勢州飯野郡射和真
樂寺の寿玄を願主とする梵鐘を鋳成する。

藤左衛門・五郎太夫を願主とする安濃郡雲林院村溝渉大明神の鰐口
をつくる。

慶長一四年（一六〇九）己酉三月吉日

法住院の磬をつくる。当時の住持は祐伝であった。

慶長一六年（一六一二）辛亥二月吉日

勢州飯高郡丹生山西導寺の雲版を息喜左衛門善種と共につくる。そ
れは同寺淨誉上人の代のことであつた。

慶長一九年（一六一四）甲寅孟夏一六日

大檀那豊臣秀頼、奉行片桐且元による洛陽東麓大仏方広寺の梵鐘が、
治工京三条金座名護屋越前少掾藤原三昌などを棟梁としてなる。家
種・善種（吉種）の父子も脇棟梁として、この梵鐘鋳造にあたる。

元和三年（一六一七）丁巳臘月吉辰

本願慶照、鐘樓大檀主藤堂高虎、鴻鐘施主清雲院・長野存秀父子に
よる安濃津恵日山觀音寺の梵鐘を長男吉種・次男忠三郎重種とでつ
くる。

元和九年（一六二三）癸亥九月吉日

紀州牟漏郡粉之本村雲祥寺の雲版をつくる。それは同寺成哲の代の
ことであった。

この年吉種、鈴鹿郡和田觀音寺の鰐口をつくる。

寛永二年（一六二五）乙丑二月二八日

これより以前家種没するか。

このように家種は、戦国乱世の時代がようやく終り、物心両面からの
復興が目覚しく行なわれるようになってきた慶長・元和という華華しい
よき時期に鰐口、磬、雲版、梵鐘といった梵音具の製作にたずさわり、
また伝承のみで遺品はないけれども、おそらく茶の湯の釜なども手懸け
たであろうことが推測され、その活躍は実に多彩であつた。家種が伊勢
国安濃津で縦横無尽に実力を發揮した背景には、地元の四天王寺や觀
音寺、はたまた溝渉大明神といった有力寺社の信任を獲得し、豊臣・徳
川・藤堂・長野家などそうそうたる戦国武将たちの外護もあつたからに
ちがいなく、だからこそ京都方広寺大仏鐘、紀州雲祥寺雲版のように國
外にまで仕事の場も拡大していったものと考えられる。それにはもちろん
ん家種自身の抜群の技量と人格が、大きくものをいったであろうことは
想像に難くないし、出藍の誉れ高き但馬守吉種、越後守重種という二人
の有能優秀な後継者に恵まれた点も大いにさいわいしていよう。一説に
家種の生年は天文一〇年（一五四一）ともされるが、もしこれを信ずる
ならば今回紹介の元和九年雲版は八三歳作となり、かなり長命したこと
も考えられる。今後さらなる未知の家種資料が出現するよう切望し本稿
の結びとしたいが、この拙き稿をなすにあたっては、和田年弥氏『三重
県古銘集成』、愛甲昇寛氏『改訂慶長以前鰐口・雲版年表稿』のご労作

なくしてはありえなかつた。末筆ながら特に記して両氏に深甚の謝意と敬意を表し擇筆するものである。

註

- (1) 雲版については左書が詳しいので参照されたい。
久保常晴『仏教考古学研究』一九六七年一月 ニュー・サイエンス社 一一七—一七八頁。
- (2) 愛甲昇寛『増補慶長以前鰐口・雲版年表稿 付鰐口鋳物師一覽 朝鮮金鼓』二〇〇七年三月 真言史学会 一二五—一四九頁。
- (3) 岡崎讓治監修『仏具大辞典』一九八二年九月 鎌倉新書 六四四頁。
郭湖生・潘谷西『五山十刹図与南宋江南禅寺』二〇〇〇年一月 東南大学出版社 一五五頁。
- (4) 中国製のこの雲版は、註1の両書によると縦八一・七、横八〇・〇センチで、東京・福中幸三氏蔵となつてゐるが、註2の『仏具大辞典』では、所有が福岡・筥崎宮に変更されている。
- (5) 太宰府天満宮藏の雲版は、縦二七・二、横二六・四センチの小品で、現存諸遺品に照しその年代があまりにも古すぎるために疑問視する向きもあるが、今では福岡県指定文化財となつてゐる。
銘文には出てこないが、清規関係の禅宗文献には、このほか火版、大版、大板、朝板などもあって、雲版はさまざまの名称で呼ばれたことがわかる。
- (6) 文部省文化庁監修・毎日新聞社「重要文化財」委員会事務局編集『重要文化財 24 工芸品 I 金工』一九七六年一月 每日新聞社 九三頁。
- (7) 三点のうち妙本寺の雲版は、表面に「比企谷」の地名を追刻し、裏面の旧寺名二字を削除して「妙本」と改めている。これだけの大形雲版を懸吊していた巨刹が不明なのは残念であるが、鎌倉五山第一位の建長寺などはその有力な旧蔵寺院かも知れない。
- (8) 本雲版が文庫へ入つたのは、平成一九年（二〇〇七）五月二三日のことである。
- (9) 下中邦彦編『三重県の地名—日本歴史地名体系24—』一九八三年五月平凡社 九三頁。
- (10) 前註9に同じ
- (11) 三重県教育委員会編『三重の近世社寺建築—近世社寺建築緊急調査の報告』一九八五年三月 光出版 五八八頁。
- (12) 栗東歴史民俗博物館編『鍛金の美—辻の鋳物師たち』一九九一年七月 栗東歴史民俗博物館。
- (13) 同編『近江の鋳物師—辻村鋳物師の活躍』二〇〇二年一〇月 栗東歴史民俗博物館。
- (14) 坪井良平『日本の梵鐘』一九七〇年三月 角川書店 一二〇五頁。
- (15) 家種については左の論著が詳しく、本稿もそれに負うところが大きい。
三村清三郎「大鋳師辻越後」（『三重県史談会会誌』三十六）一九二年。
森田利吉「津の鋳師辻越後・但馬の製作年表と其作風」（『三重史談』一九五二年一月 三重郷土会）。
- (16) 財団法人綜合鋳物センター編『東海鋳物史稿』一九六七年九月 財団法人綜合鋳物センター。
- (17) 前註14の森田論文六九頁。
- (18) 岩鶴密雄編『津觀音大宝院の宝物』二〇〇六年一一月 津觀音大宝院 一四四頁。
- (19) 和田年弥『三重県古銘集成』二〇〇〇年一月 真陽社 二〇三頁。
- (20) 註1の愛甲著一九頁。
- (21) 善作の鰐口は羽鳥市・庫藏寺の所蔵にかかり、面径二六・五センチ、厚さ一〇・〇センチの青銅製。銘帯の陰刻銘は実に見事な書体で、次の通り刻まれてゐる。前註19の二〇八頁。註1の愛甲著一二三頁。
（右）賀茂丸山庫藏寺住物當住持權少僧都真雄置求之
（左）慶長十二年九月吉日大工安濃津喜十郎藤原朝臣善種
津市文化財保護委員会・津市教育委員会事務局文化課編『津市の文

化財』一九八九年三月 津市教育委員会 一一〇～一一九頁・一四二頁。

註19の二〇九頁。註1の愛甲著一二三頁。

鈴木敏雄『三重県仏教美術資料 古磐』一九六八年二二月 三重県郷土資料刊行会 四六頁。註19の一二二二頁。

前註23に同じ。註19の二〇八頁。

註19の二一四頁。註1の愛甲著一四〇頁。

註13の一九五～七頁。

立田三朗『鋳物師銘譜』一九九二年一〇月 村田書店 三〇二一八頁。

註14の森田論文六八頁。同『東海鋳物史稿』四七八頁。

前註26『鋳物師銘譜』三一二頁。

註9の三六五頁。

註13の二〇三頁。註14の『東海鋳物史稿』六二一頁。註16の一四三頁。

坪井良平・愛甲昇寛編『菊香集続篇』故伊東富太郎蒐集江戸時代鐘銘集(二)一九七九年九月 私家版 六頁。

清雲院は津の生まれで、お夏(お奈津とも)の方と呼ばれる家の愛妾のひとりであったが、元和二年(一六一六)の家康没後剃髪し清雲院と号した。その父長野内蔵允存秀は、慶長二年(一六〇七)に觀音寺へ獅子頭を寄進しており、また同寺觀音堂再建を助成するなど父娘共ども觀音寺の本尊を深く信仰した。なお長野内蔵允は名古屋城の作事奉行であつたともいわれている。

註14の『東海鋳物史稿』六二二頁。

ただし辻家はその後同じ津市・光徳寺(真宗大谷派)を檀那寺に変更したという。前註32の四七五頁。

墓碑銘の全文は前註32の四七五～七頁に掲載されているが、読みにかなりの誤りがあるから注意を要する。

執筆者紹介

小山正文

(同朋大学大学院非常勤講師)

研究所顧問

前田惠學

(文化功労者
研究所顧問)

脊古真哉

(同朋大学非常勤講師
客員所員)

戸田信正

(同朋大学大学院教授)

塩谷菊美

(神奈川県立茅ヶ崎高校教諭)

同朋大学佛教文化研究所紀要 第二十七号

平成二十年三月二十五日 印刷

平成二十年三月三十一日 発行

名古屋市中村区稲葉地町七一

編集者 同朋大学佛教文化研究所

所長 小島 晃昭

電話 ○五二一四一一一三七三

発行所 同朋大学佛教文化研究所

印刷所 株式会社 一誠社